

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01311

研究課題名(和文)「グローバルな公共空間」における国際裁判機関の制度的機能的展開

研究課題名(英文) The Institutional and Operational Developments of the International Courts and Tribunals in "Global Public Area"

研究代表者

酒井 啓亘 (Sakai, Hironobu)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：80252807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：「グローバルな公共空間」においてどのような規範がアクターの活動を規律しているのか、非国家的実体の登場や非法的規範の形成が国際平面や国内平面における既存の法制度にいかなる影響を与え、それが「グローバルな公共空間」とどのように関係しているのかという問題の解明を行った。具体的には、国際的な武力紛争や侵略行為に対する国際司法裁判所の役割、領域紛争や国境画定紛争における国家間仲裁や国際裁判所の判断の意義、国際貿易分野における世界貿易機関の紛争解決手続が安全保障例外条項をめぐる紛争の解決に果たす役割、海洋法分野において国際海洋法裁判所が「人類の共同の財産」概念の発展に果たした役割などの検討である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

グローバル化時代の国際社会は、主権国家のみならず、個人や企業など様々な構成員からなる社会として再構成されうる。そこでは、各構成員の活動を規律する制度や規範も発展することになり、従来の条約や慣習国際法の内容を国内法秩序で実現していくという手法だけでなく、「グローバルな公共空間」において活動する主体を直接規律する制度や規範もまた重視される。本研究の成果は、こうした「グローバルな公共空間」における国際裁判機関のガバナンス機能を焦点にあてることにより、そこに妥当するグローバル・ガバナンスの手段としての国際法の役割やその在り方を理論的に明らかにしたことにある。

研究成果の概要(英文)：The question of what norms regulate the activities of actors in the 'global public space', how the emergence of non-state entities and the formation of non-legal norms affect existing legal systems in the international and national planes, and how this relates to the 'global public space', has been elucidated. The research was carried out by the following reviews: The role of the International Court of Justice in international armed conflicts and acts of aggression; the significance of inter-State arbitration and international court decisions in territorial and border delimitation disputes; the role of the World Trade Organisation's dispute settlement procedures in the field of international trade in resolving disputes over security exception clauses; and the role of the International Tribunal for the Law of the Sea in developing the concept of 'common heritage of mankind' concept in the field of the law of the sea.

研究分野：国際法学

キーワード：グローバル・ガバナンス 国際司法裁判所 国際海洋法裁判所 世界貿易機関 投資協定仲裁 国際連合 国家間仲裁 ソフト・ロー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) いわゆる「グローバルな公共空間」は、国内平面において国際法の実現形式に影響を与えるだけでなく、国際平面においても国際法規の内容の発展と国際機構の機能の展開に影響を与えており、「グローバルな公共空間」におけるガバナンスの在り方という問題を提起している。ここでは、国際平面と国内平面をつなぐ「グローバルな公共空間」において非国家主体も含めた様々な実体の活動を規律する規範が果たす役割を確認するとともに、これを援用する国際機関の活動の検討を通じて「グローバルな公共空間」における新たなガバナンスの可能性を探ることが喫緊の課題となっている。そこで、特に国際的な裁判機関の活動に焦点を当て、これら機関が、非法的な規範を含む国際的な規範を適用・援用して権利の救済を図り紛争を解決する機能とともに、「グローバルな公共空間」における様々な実体の活動を規律する制度の構築やその実施に影響を与え貢献する機能を有する状況を理論的に分析し、「グローバルな公共空間」における非法的規範を含む国際的な規範の役割の豊富化と、それに伴う国際的な裁判機関の制度的機能的展開を検討することが求められたのである。

(2) グローバルなレベルで共有された価値や問題を背景として、その実現や解決に向け、活動や内部攻勢を異にする複数のアクターが反発・協調する共通のフォーラムとしての空間が形成されてきている。公共性を志向し様々なアクターの活動が規律されるこの「グローバルな公共空間」の出現は、国際的な規範が国内法秩序において国内的な正統性を付与された国内法規として各国の行政・司法機関がこれを実施するという国内平面における伝統的な国際法の実施形式に対してだけではなく、国際法規とその制度そのものにも大きな影響を与えている。

(3) 国際法学の観点からは、こうした「グローバルな公共空間」においてどのような規範がアクターの活動を規律しているのか、非国家的実体の登場や非法的規範の形成が国際平面や国内平面における既存の法制度にいかなる影響を与え、それが「グローバルな公共空間」とどのように関係しているのかという問題の解明がきわめて重要であるとされたのである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、多種多様なアクターで構成されるグローバル化された国際社会を指し、この国際社会において、主権国家体制を基調として従来行われてきた国家管轄権の行使や国家間の同意に基づく国際協力では対処できない問題が生起していることを直視し、そうした問題への適切な対応のための理論的視座を拓いていくという、より大きな課題への段階的貢献の可能性を探求する。すなわち、「グローバルな公共空間」における国際法制度によるガバナンスの可能性に向けて、本研究では、特に国際的な裁判機関の活動に焦点を当て、これら機関が、非法的な規範を含む国際的な規範を適用・援用して権利の救済を図り紛争を解決する機能とともに、「グローバルな公共空間」における様々な実体の活動を規律する制度の構築やその実施に影響を与え貢献する機能を有する状況を理論的に分析する。そして、「グローバルな公共空間」における非法的規範を含む国際的な規範の役割の豊富化と、それに伴う国際的な裁判機関の制度的機能的展開を検討することがその目的となる。

(2) 国際的な裁判機関の活動を扱う本研究は、国際的な規範・制度が「グローバルな公共空間」において果たす役割がいかなるものであり、それが国内平面における国際法実現過程や政策決定過程にどのように影響を与えうるかという、「グローバルな公共空間」における国際法制度によるガバナンスの可能性に向けた課題の分析の一環として位置づけられる。

3. 研究の方法

(1) 上記のような枠組みの下で、本研究では「グローバルな空間」におけるガバナンスの手段としての国際裁判制度の可能性が探求される。ここでは、制度と規範の両面からこの課題への接近が試みられることになる。

(2) まず、各種国際裁判機関の機能が、それぞれの法制度やレジームの特質に応じて検討される。裁判機関によっては、国家間紛争の解決や私人の権利の救済を主たる目的としながら、当該裁判機関の法領域における秩序維持や共通利益の保護もその機能とする場合がある。紛争当事者と裁判機関との間で閉じた関係で行使される紛争解決機能と、そうした紛争解決機能としての国際裁判システムを超えて行使されるガバナンス機能とを対比させながら、それぞれの裁判機関とその制度の特徴を析出することになる。

(3) さらに、「グローバルな公共空間」における国際的な規範の内容とその展開の分析が行われる。現在の国際社会では、伝統的な国際法の成立形式である条約や慣習国際法のほか、国際機関の決議、各種ガイドラインなどの非法的規範もまたグローバル・スタンダードとしての役割を期待されて作成される場合があることから、こうした規則や規範が「グローバルな公共空間」でいかなる役割を演じるのかが研究の対象となる。具体的には、国際裁判機関との関係では、紛争解決規範やそれに類する作用を有するかどうかという検討のほか、国際裁判機関が自らの依拠する法制度やレジームを維持し秩序づけるガバナンス機能にこうした規範がどのように作用するのかという検討もここに含まれる。

(4) 以上のような研究対象を踏まえて、本研究では、各国際裁判機関や国際機関が公表する判例集や関連資料に基づく実証的な作業に基づき主題の解明に取り組んだ。このため、主としてインターネット等を通じてこうした資料や情報を収集した。そうした方法では入手困難な場合には、各機関の所在地や関係の深い現地での情報収集を行うことが予定されたが、コロナ禍での研究となったため、海外での情報収集は困難であった。

(5) こうした情報収集作業と並行して、これら実証作業で得られた知見をモデル化していくための理論的枠組みの再構築が行われた。ここでは、国際法だけでなく、公法・行政法、国際関係理論など隣接領域で用いられるアプローチも参照され、とりわけ「グローバルな公共空間」への接近とそこにおけるガバナンスの在り方が理論的に模索された。

4. 研究成果

(1) 本研究では、以下のように、主として4つの分野での国際裁判機関の活動について、またそれに付随して国連のガバナンス活動についての知見や分野横断的な視点からのグローバル・ガバナンスにおける国際法の役割に関する知見が得られた。

(2) 第1に、ロシア対ウクライナ戦争の勃発により、これを国際法の観点から規律を試みた国際司法裁判所(ICJ)が、その紛争解決機能とともにガバナンス機能を行行使していることが確認された。この戦争は、ロシアがウクライナに軍事侵攻したことに端を発する二国間の武力紛争であり、武力紛争を国際裁判所が法的に規律して解決できるかという重大な問題を提起するものであった。しかしそれと同時に、この戦争は国連安保理常任理事国としてのロシアが、国際の平和と安全に責任を持つ一国でありながら、武力行使禁止原則や侵略の禁止に違反する行為を行い、国際社会の一般利益を侵害するものとして多くの国連加盟国により評価されることになり、これがICJの手続やその後の判断に影響を及ぼしたことも明らかとなった。具体的には、ウクライナがジェノサイド条約違反としてロシアを訴えた事件に、32か国ものICJ規程当事国でありかつジェノサイド条約締約国がICJ規程63条に基づく訴訟参加を申請してICJに認められたということがある。その他、パレスチナ・ガザにおけるイスラエルの軍事活動についても、イスラエルが国際社会全体に対する義務に違反する疑いからICJに事件が付託されており、ウクライナ対ロシア事件と同様に、ICJが紛争当事者間の法的紛争の解決を目指すだけでなく、国際社会全体に関わる国際法秩序の維持に貢献する機会と捉え、ガバナンス機能を行行使していることがうかがえるのである。

(3) 第2に、領域紛争(国境画定紛争を含む)において国際裁判機関が果たす役割について検討を加え、常設国際司法裁判所(PCIJ)、ICJ、国家間仲裁機関などが実体的な側面において紛争解決機能を行行使しているほか、手続面において、領域紛争を規律するための基準の構築に貢献していることが明らかとなった。特に後者の手続的基準については、時間的な規律規則である「時際法の原則」及び「決定的期日」を検討し、これらが領域紛争に関する多くの裁判判決や仲裁裁定に共通の内容と役割を有していることを確認した。すなわち、「時際法の原則」の目的は、法規範システムの安定性と法の動態性との両立を目指したものであり、結果として、領域権原の法理が確立した近代国際法秩序とそれに先行する前近代の規範秩序とを、上記目的に照らして、1つの規範システムに包摂されたものとして扱うことにつながったことが明らかとなった。また、「決定的期日」については、その存在意義が、紛争が結晶化した日以前における主権者としての行為とその後の行為とを区別し、主権の確立又は確認のためには前者のみを考慮すべきという指示を裁判機関にもたらす効果を有するところにあるとして、「決定的期日」は、その後の事実や行為に対してそれ時点での状況を確認するための価値を認める一方で、その時点で存在する事態を変更させない機能を有するものであることを確認した。そして、関連判例の検討の結果、これらの規則に内包された時間的な要素が、領域紛争の解決のための実体判断の形成において重要な考慮要因になっていることも指摘した。領域紛争は、その特徴として二国間の紛争にとどまらず、国際社会や国際法の基盤となる領域の安定性という観点から、その解決は国際社会全体の関心事項でもあり、こうしたガバナンス機能を国際裁判機関は、自ら手続規則の形成と適用を通じて行行使していることが看取されたのである。

(4) 第3に、世界貿易機関(WTO)の紛争解決機関が、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)の安全保障例外規定である21条が援用された紛争を扱う事例を取り上げて、その機能には貿易の自由化というWTOレジームの共通利益を維持・促進する役割があることを確認した。GATT21条の援用事例については、WTO設立前のGATT時代においては、国家の安全保障を理由としたGATT上の義務免除問題として、その紛争はGATTの紛争解決手続の対象外とする主張も根強く、実際、GATTの小委員会(パネル)では、この問題について確定的な判断が出される機会がなかったのである。しかし、ウクライナがWTOの紛争解決手続に問題を付託したロシア-通過運送措置事件において、パネルは初めてこの問題について判断を行い、GATT21条に関する安全保障例外の適用問題がパネルの管轄権の下に置かれて、その適用の可否についてパネルに判断権があることを明らかにした。そしてその判断は、その後の別の事件におけるパネルの判断にも影響を与え、GATT21条と同様の内容を含む、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)73条をめぐる紛争でもパネルに管轄権があるという判断が下されている(サウジアラビア-知的財産権保護措置事件)。こうした事例について、安全保障例外条項の審査可能性や審査基準などを検討して、安全保障例外条項の援用そのものをWTOの法的規律の下に置くことでWTOレジームにおける「法の支配」の維持が試みられたこと、そしてパネルは、二国間の紛争のみならず、こ

うした試みにより WTO レジームのガバナンスに貢献していることを確認したのである。また、国際貿易の分野において WTO のパネルがこのような安全保障例外条項を法的な規律に服せしめたことは、国際投資の分野においても影響を与えることが予想され、同様の安全保障例外条項が含まれている投資協定、特に日本が他国と締結した二国間投資協定 (BIT) や経済連携協定 (EPA) の投資章を検討して、安全保障例外条項をめぐる投資紛争が生じた場合には投資協定仲裁の役割が紛争解決だけでなく、国際投資法における「法の支配」の維持というガバナンスにとっても重要であることを指摘した。

(5) 第4に、海洋法の分野では、国家管轄権区域における海洋生物多様性 (BBNJ) の問題を契機に、深海底における「人類の共同の財産」原則 (CHM 原則) の再検討の必要性が高まっていることから、この CHM 原則の内容を検討し、その実定法上の原則性の外延を確認した。その際に、国際海洋法裁判所 (ITLOS) の海底紛争裁判部が 2011 年に公表した「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務に関する勧告的意見」を参考にして、海洋環境の保護と CHM 概念の区別を重視し、CHM 概念の画定作業を行った。CHM 原則の適用及びその裏面に当たる、企業や事業者による深海底の開発活動とその法的規律については、ITLOS 及びその海底紛争裁判部が具体的紛争において大きな役割を果たすことになるが、現実の開発活動がまだ一般化していないため、深海底問題をめぐる裁判実践もこれからの課題となる。しかし、海洋法レジームにおける裁判機関としての ITLOS の役割は、これまでの紛争解決事例を踏まえれば、単なる二国間の紛争解決にとどまらず、海洋法全体の利益を視野に入れたものとなることが予想される。海底紛争裁判部の上記勧告的意見の内容はまさにその点を表しており、今後の実行の進展を中止する必要がある。

(6) 上記の国際裁判機関によるガバナンス機能を中心とした「グローバルな公共空間」への作用に関する検討のほか、そこで得た知見も踏まえて、国際連合 (国連) という普遍的一般的な国際機関が秩序維持に果たす役割について検討した。この検討に際しては、「国際行政」「紛争処理」「安全保障」という3つのフェーズを、通常時、紛争時、秩序混乱時という段階性の表れとして導入し、国連の秩序維持機能を考察した。そこでは、国連の秩序維持方式が、第2次世界大戦後の国際秩序として想定された国家間関係の秩序に対する国連機能的かつシステム統合的な危機管理方式から、国際社会の多様なアクターを包摂する多元主義的な国際秩序への対応としての国連の「協働」作業や関連実体相互間のネットワークにおける「主導機関」化としての危機管理方式へと展開していることを試論として提示した。

(7) 以上のような国際裁判機関や国際機関のガバナンス機能を踏まえて、国際社会における「法の支配」の実践とその意義について、法律書出版社『有斐閣』の広報誌『書齋の窓』に6回にわたって連載した。とりわけ本研究に関わる点としては、山本草二教授の「国際行政法」理論との比較の上で「グローバル行政法」理論の特徴を指摘するとともに、それが現在における主体や規範に影響を与えた国際社会の構造的な変化に起因することを示唆したことが挙げられる。また、グローバル・ガバナンスの手段としての「国際法」の体系化の試論については、放送大学のテキストとなる『国際法』として出版する予定となっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 957
2. 論文標題 ウクライナ戦争における武力の規制と国際法の役割	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 73-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 710
2. 論文標題 進行中の武力紛争と国際司法裁判所 ロシア・ウクライナ紛争にみる国際司法裁判の役割と限界	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 34-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 42
2. 論文標題 国際連合の下での国際秩序維持の諸相 国際行政・紛争処理・安全保障	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 58-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 498
2. 論文標題 「アフガニスタン・イスラム首長国」タリバン政権と政府承認	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 46-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 188巻4・5・6号
2. 論文標題 領域紛争における時際法原則の役割について 国際判例の動向を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 87-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 192巻1～6号
2. 論文標題 国連海洋法条約 (UNCLOS) における「人類の共同の財産」(CHM) 原則の射程 その内在的限界の可能性に関する覚書	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 101-129
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井啓巨	4. 巻 42号
2. 論文標題 国際連合の下での国際秩序維持の諸相 国際行政・紛争処理・安全保障	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 58-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 酒井啓巨
2. 発表標題 国際連合の下での秩序維持の諸相 国際行政・紛争処理・安全保障
3. 学会等名 世界法学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 酒井啓亘	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 187
3. 書名 加藤信行ほか（編著）『ビジュアルテキスト国際法 [第3版] 』（分担執筆：Introduction、Chapter 12）	

1. 著者名 酒井啓亘	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1474
3. 書名 岩沢雄司・岡野正敬（編）『国際関係と法の支配』（分担執筆：「領域紛争における「決定的期日」の意義 国際司法裁判所の裁判例を中心に 」）	

1. 著者名 酒井啓亘	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 276
3. 書名 柳原正治・兼原敦子（編）『国際法からみた領土と日本』（分担執筆：「領域紛争における時間的要素とその規律 日本の領土問題への具体的適用について 」）	

1. 著者名 酒井啓亘	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本エネルギー法研究所	5. 総ページ数 193
3. 書名 日本エネルギー法研究所（編）『エネルギー資源確保に関する国内外の法的問題の諸相』（分担執筆「GATT/WTO体制における「安全保障例外」の審査可能性とその意義」）	

1. 著者名 酒井啓巨	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 425
3. 書名 寺谷広司・伊藤一頼（編）『国際法の現在』（分担執筆：「国際司法裁判所と「国際立法」 - グローバル化の国際社会におけるその意義」）	

1. 著者名 酒井啓巨	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 844
3. 書名 黒崎将広ほか（著）『防衛実務国際法』（分担執筆：6章、11章、13章）	

1. 著者名 酒井啓巨	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 194
3. 書名 加藤信行ほか（編著）『ビジュアルテキスト国際法〔第2版〕』（分担執筆：Introduction、Chapter 12）	

1. 著者名 酒井啓巨	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本エネルギー法研究所	5. 総ページ数 187
3. 書名 日本エネルギー法研究所（編）『エネルギーに関する国際取決めの法的問題の諸相』（分担執筆：「日本が締結した経済関係協定における安全保障例外条項について」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか 32頁	国際社会における「法の支配」への憧憬と猜疑心と」『書齋の窓』No.687（2023年5月号）27-
・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか 号）44-51頁	国際社会は「法の支配」の実現に適当な社会なのだろうか」『書齋の窓』No.688（2023年7月
・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか 月号）44-52頁	「法の支配」が妥当する国際法秩序とはいかなるものだろうか」『書齋の窓』No.689（2023年9
・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか 号）39-47頁	「法の支配」を担う国際法はいかにして形成されるのか」『書齋の窓』No.690（2023年11月
・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか （2024年1月号）40-50頁	国際社会における「法の支配」のための裁判所の役割とは何であろうか」『書齋の窓』No.691
・「国際法学者は国際社会における『法の支配』の夢を見るか 窓』No.692（2024年3月号）29-40頁	（最終回） 国際社会における「法の支配」の担い手とはいかなるものなのだろうか」『書齋の

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------